都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

第一条　都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）	（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）
第九条　法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。	**第九条**　法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。
一　建築物の外壁に整備された緑化施設　緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計	一　建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設　緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積
二　（略）	二　（略）
（市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積）	（市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積）
第二十五条　法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、第九条各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。	**第二十五条**　法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。
（削除）	一　建築物の外壁に整備された緑化施設　緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
（削除）	二　前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設　第九条第二号イからホまでに掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める方法により算出した面積の合計
（都市公園法施行規則の一部改正）	
第二条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準） **第三条の二**　令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。 一　遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。 二　前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。 **第三条の三～第三条の七**　（略）	（新設） **第三条の二～第三条の六**　（略）

（生産緑地法施行規則の一部改正）

第三条　生産緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。